

# 多摩第三小学校同窓会会則

## (名称及び目的)

第1条 本会は、多摩第三小学校同窓会と称し、会員相互の親睦と研鑽を図り、併せて学校及び地域社会の発展に資することを目的とする。

## (組織)

第2条 本会は、正会員及び特別会員よりなる。

2. 正会員は、多摩第三小学校の卒業生及び在学したことのある者とする。
3. 特別会員は、前項に規定する学校に在職し、また在職したことのある教職員とする。
4. 第2項に規定する者で、同校に在職し、または在職したことのある者は、正会員とする。

## (事務所)

第3条 本会は、事務所を多摩市乞田 712 番地 多摩第三小学校内に置く。

## (事業)

第4条 本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 名簿の編さん
- (2) 会員の親睦と研鑽のための会合
- (3) その他必要と認める事項

## (役員)

第5条 本会は、次の役員を置く。

会長	1 人
副会長	2 人
常任理事	6 人
理事	各期から原則として 1 人以上
監事	2 人

2. 会長は、理事会において選出する。
3. 副会長は、会長が理事会に諮って選任する。
4. 常任理事は、理事の中から互選する。
5. 理事は各期から選出する。
6. 監事は、理事会において選出する。
7. 役員任期は 3 年とし、再選を妨げない。

## (役員職務)

第6条 会長は、会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。
3. 常任理事は、事業、庶務、会計等を執行する。

4. 理事は会務に参加する。
5. 監事は、事業及び会計を監査する。また、常任理事会および理事会にオブザーバー参加することができる。

(会議)

第7条 本会は、次の会議を置く。

総会

常任理事会

理事会

2. 前項に規定する会議は、会長が招集する。
3. 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
4. 会議の開催は、書面等をもって代えることができる。

(議事)

第8条 総会は、第2条に規定する会員をもって組織し、会則の変更等重要な議事を審議する。

2. 常任理事会は、会長及び副会長並びに常任理事会をもって組織し、会長の諮問に応じ、会務を執行する。
3. 理事会は、会長及び副会長並びに理事をもって組織し、事業計画、予算、決算及び会長が必要と認めた議事を審議する。
4. 第1項の規定にかかわらず、緊急事項については、理事会において審議し、決定することができる。

(会計)

第9条 本会の経費は、寄付金をもって充てる。

第10条 本会の収入及び支出は、すべて予算による。

2. 本会の予算は、会長がこれを編成し理事会に諮ってこれを決する。

第11条 本会の決算は、毎会計年度の終了後、監事の意見を附し、理事会へ報告しなければならない。

第12条 本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

(補則)

第13条 本会則に規定するものを除く外、本会の運営に必要な事項は、会長が理事会に諮り決定する。

付則

この会則は、令和元年年6月22日から施行する。